

秋田市教育委員会
平成30年1月定例会
(案件)

付議案件

議案第2号	秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件	…	1
議案第3号	秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件	…	2
議案第4号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	…	3
議案第5号	秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する件	…	5
議案第6号	秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を廃止する件	…	6
議案第7号	秋田市將軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する件	…	7

議案第2号

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第3条第3項の規定に基づき、秋田市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成30年1月25日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

氏名	専門分野	役職名等
蒔田明史	動植物	秋田県立大学教授

任期は、平成30年2月1日から平成31年6月30日までとする。

提案理由

動植物を専門とする委員を委嘱しようとするものである。

議案第 3 号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を次のように改正する。

平成30年 1 月 25日 提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則
第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

秋田市立東小学校、上北手小学校 共同調理場	東小学校および上北手小学校
--------------------------	---------------

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東小学校、上北手小学校共同調理場において実施する学校給食の対象校を定めるため、改正しようとするものである。

議案第4号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成30年1月25日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第14号中「、公民館」を削る。

第18条を削る。

第19条の見出しを「（将軍野高齢者学習センターの分掌事務等）」に改め、同条中「昭和63年秋田市条例第30号」の次に「。以下「高齢者学習センター条例」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 分館に関すること。

第19条に次の2項を加える。

2 高齢者学習センター条例第3条の規定による分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田市土崎みなと会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16号

3 前項の分館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 生涯学習および社会教育活動の集会に関すること。

(2) 地域の自治活動等の諸集会の利用に関すること。

第19条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第27条第1項の表第3号および第2項の表第6号中

「

自然科学学習館
公民館
図書館

」を「

自然科学学習館
図書館

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

將軍野高齢者学習センターの分館の名称および位置を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第 5 号

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように改正する。

平成30年 1 月 25日 提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「および公民館」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

北部公民館の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第 6 号

秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則
を廃止する件

秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を次のように廃止する。

平成30年 1 月 25 日 提出

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則
を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市公民館管理運営規則（昭和32年秋田市教委規則第 4 号）
- (2) 秋田市公民館運営協力委員会規則（昭和48年秋田市教委規則第 2 号）

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

北部公民館の廃止に伴い、廃止しようとするものである。

議案第7号

秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する件

秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を次のように改正する。

平成30年1月25日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則（昭和63年秋田市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に改める。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、土崎みなと会館にあっては、4月1日から9月30日までの間については午前6時から午後9時まで、10月1日から翌年3月31日までの間については午前7時から午後9時までとする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の使用時間は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

土崎みなと会館を将軍野高齢者学習センターの分館にすることに伴い、

土崎みなと会館の使用時間を定めるとともに規定を整備するため、改正しようとするものである。